

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
1	就職率70%は訓練修了後をさしているのか。明記すべき。(実施要項p4)	実施要項p4 対象業務の要求水準(2)において「訓練修了後3ヶ月間の就職率70%以上を目標とし、訓練及び就職支援体制を整えること」との記述を明記しました。(産業労働局)
2	物件費に係る経費などが、全体平均なのか、学校ごとなのかわかりにくい。(実施要項p7)	実施要項p7 「2 実施に要した経費」<内訳表>の中で、維持管理経費(光熱水費等)及び減価償却費(建物)について備考欄に学校名を付し、学校ごとである旨、明記しました。(産業労働局)
3	選考・入校のリスクについて追加すべきではないか。(実施要項p17)	実施要項のp17 「4 東京都と受託者のリスク分担表」に「入校選考・入校のリスク」欄を追加し、リスクの所在が都にあることを明確にしました。(産業労働局)
4	訓練の指導員について、民間事業者が実施する場合、外部からの派遣やアルバイトの場合もありうるが、正規の雇用契約を結んだ者でないと駄目なのか。(実施要項 p2)	指導員については、実施要項p2の8に記載の要件をクリアしていれば、非常勤も可能です。そこに民間事業者の工夫の余地も考えられると考えます。(産業労働局)
5	業務を丸投げすれば再委託だが、民間事業者が指導員を派遣という形で揃える場合は、再委託には当たらないということでしょうか。また、指導員も時間講師と同じでしょうか。社員である必要はないか。(実施要項p2)	労働者派遣法に基づく人材派遣により指導員を確保することは、問題ありません。また、指導員も時間講師と同様、必ずしも社員である必要はありません。(産業労働局)
6	実績をどう評価するのか。モニタリングはどうするのか。実績により金額を上下させる仕組みなのか。(実施要項p19)	都は実績があるが民にはないため、一定の就職率を求めるのは民間に不利になるのではないかと考え、今回は就職率70%をあくまで目標値とした。また、都に対するペナルティの仕組みが制度的に難しいため今回は見送らせていただいた。インセンティブ、ペナルティの工夫については今後の課題とさせていただきたい。(産業労働局・総務局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
7	成果については責任を問わないということか。また、是正措置はどうなっているか。(実施要項 p19)	事業のモニタリング及び事業実施後の評価などにより成果があがるよう対応していきます。また、必要に応じて都による指導監督を行います。なお、実施要項に記載しているとおり、モニタリングと評価の手法については、委員会の意見を聴きながら別途決めていきます。(産業労働局・総務局)
8	都内部の情報遮断措置は、具体的にどのように行うのか。(実施要項 p 15)	入札実施の担当職員と参加部門の担当職員を特定するとともに、入札公告後、入札の公平性を阻害するおそれのある情報の交換を禁止するよう職務命令として定めることとします。(産業労働局)
9	就職率70%を書く必要があるか。都はだいたい70%いつているのか。(実施要項 p 2)	都では就職率80~90%の実績があります。公共職業訓練は就職してもらうことが目的です。市場化テストを実施して、就職率が現状よりも低下することは避けたいと考えています。(産業労働局)
10	修了時に未就職である者に対する就職支援はどこまでやるのか。審査において、取組があれば加点していくというイメージか。(実施要項 p13)	前期は対応できますが、後期は契約期間を過ぎてしまうため、直接的な就職支援が難しいと考えています。事業者の自主努力で支援していただくこととし評価の際の加点要素とします。(産業労働局)
11	修了後の就職支援は生徒にとっては好ましいことであり、まさに加算点にふさわしい項目である。期間を3ヶ月にするのか6ヶ月にするのか。(実施要項 p13)	公共訓練では、統計上3ヶ月間の就職状況について調査しています。(産業労働局)
12	間接経費、特に人件費について、民間はその分をもらわなければならないから必要な人件費は厳密に計算するが、都は仮に過少申告しても給与が削減されるものではないため害はない。過少申告をどう排除するのか。(実施要項 p 7)	都の間接経費については、一定の範囲で整理しています。実施要項上、都の提案の際には人員、減価償却期間、詳細を提出するようにします。その内容については、本委員会でチェックしてきます。(産業労働局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
13	就職支援に関わる指導員の経費については過小となっていないか。民間の専門学校ではいろいろなスタッフが関わっており、人数として割っている。(実施要項 p 7)	就職支援は全学校の全科目でやっており、1科目に割り返すと0.5人分となっています。これは、実績に基づいた算定であり、過小評価ではありませんが、精度をあげるため科目ごとに計算することとします。(産業労働局)
14	訓練で使用するパソコンについてだが、一般的にはだいたいリースで3年くらいで更新しているが、減価償却計算は10年となっている。実際は何年使用しているのか。(実施要項 p 7)	パソコンについては、6年～8年で更新していますが、備品については、実際には予算等の関係で10年以上使用しているものも多く、個別の計算ではなく、平均的な期間として10年としています。(産業労働局)
15	入校選考は都で行うこととなっているが、(自ら選考できない)民間としてはかなり冒険であり、民間側の理解を得ることが重要だ。(実施要項 p 2)	公共訓練として行う事業であり、公共性を損ねることはできません。求職者の就職支援としてふさわしい人材の入校を公平・公正に行っていきます。 なお、実施要項に民間が不利益な取扱いを受けた場合には行政改革推進部に申し出ることができる仕組みとなっています。必要に応じて本委員会にも意見を聴き適切に対応していきます。(産業労働局)
16	都において入校生を決定するのであれば、訓練生の選定・入校のリスクは都にあるとの明記が必要なのではないか。(実施要項 p 17)	選考・入校のリスクの項目を追加し都のリスクとします。(産業労働局)
17	契約締結日はいつか。(実施要項 p 15)	契約締結日は19年4月1日です。(財務局)
18	価格の算定方法はこれでいいのか。PFIでは、 $\text{価格点} = \text{価格の配点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$ で行うのが一般的 (実施要項 p 14)	東京都の委託業務についての総合評価一般競争入札では実施要項 P 14 の計算式が一般的に使われています。 (計算式) $\text{価格点} = \text{満点の価格点} - (\text{入札価格} / \text{予定基準価格}) \times \text{満点の価格点}$ (財務局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
19	法人本部が都外にあっても入札参加資格登録は可能か。(実施要項 p 10、11)	可能です。(財務局)
20	訓練施設のアメニティは評価項目にならないのか。(実施要項 p 13)	評価項目として追記します。 (産業労働局)
21	価格点400点は算定内訳でなく、トータル金額で算定するのか。 また、価格点の算定方法はどのような基準で出すのか。(実施要項 p 14)	トータル金額での算定します。 また、算定方法は、予定基準価格との対比で算定することとしています。(産業労働局)

	委員意見	意見に対する見解 ()内は担当局
1	選定基準の点数の刻み方について、採点項目は50点を10点刻み、加算項目は20点を20点刻み(20点または0点)としているが、その理由は何か。	公共訓練を実施していく上での重点事項及び細かな評価が可能であると判断した項目について、50点の採点としています。また、評価項目として、細かい優劣を評価できにくいものについては、×での評価とし、配点を20点としています。(産業労働局)
2	訓練機器の充実については判断が難しい。結構差があるのでは。いずれにしても選定基準事態には影響を与えないと思うが、実際に審査するときのマニュアルで何点刻みにするのか。	訓練機器の充実については、ご指摘の通り細かな判定が難しいと思われます。そのため、充実度については、評価すべき機器を有しているかどうかの×での評価とします。(産業労働局)
3	採点基準が一番重要である。質600点と価格400点の配分がいいのか。これはどういう理由か。	事業の実施者が都と民間のどちらとなっても、都は事業実施者としての責任を負うこととなります。コストだけでなく、質を重視することは重要と考えているため、6：4としています。(産業労働局)
4	想定していないような提案に対応するため、その他の項目として「その他有効な提案がなされているか」というのを入れたほうがよい。	都が想定していなかった民間の努力や創意工夫を反映できるように、落札者決定基準の1、2、5にそれぞれ「その他」の項目を加えます。配点は20点としました。(産業労働局)
5	民間はパソコンについてリースで新しい機器を入れている。古いパソコンと新規リースの違いはどのように評価されるのか。OSやネットワークは要求水準としないのか。	要求水準は訓練を実施するうえで最低限のものとしています。具体的には、基礎審査部分で「必要な訓練機器が配備されているか」で最低条件が整っていることを確認し、加点項目1(6)「訓練機器は充実しているか」で充実した機器環境を評価します。(産業労働局)
6	評価基準について、採点項目は10点単位、加点項目は20点か0点かとなっている。この辺の基準はどうか。評価項目は、限定列举か例示列举か。項目毎の配点はどうか。	採点項目それぞれの配分点数については、産業労働局総務部に技術審査会を設置し、採点基準を定め採点をおこないます。採点の考え方については、入札説明会開催時に公表するとともにホームページに掲載します。(産業労働局)

	委員意見	意見に対する見解 ()内は担当局
7	落札者決定基準については実施要項にも書いてあるが、どういう位置関係か。外部に公表するのか。	落札者決定基準は、入札公告の際公表します。また、加点、採点の考え方についても、入札説明会に公表するとともにホームページに掲載します。(産業労働局)
8	民間では6ヶ月訓練の就職支援の実績はないわけだが、実績をどのように見るのか。	民間事業者の過去の事業実績について対象者や対象科目が同様な場合など、類似事項を評価し、加点を行います。(産業労働局)
9	評価項目は限定列挙か。	限定列挙です。(産業労働局)
10	PFIでは、想定していないような提案に対応するため、その他の項目を入れる。「その他有効な提案がなされているか」というのを入れたほうがよい。	落札者決定基準の 、 、 の3項目で「その他の項目」を設けます。(産業労働局)